

## 個人情報取扱事務の諮問事案書（第9条第1項第4号）

※必要な資料を添付すること。

個人情報取扱事務の 名 称	給食費徴収方法変更に伴うデータ作成業務			
事 務 所 管 課 等	学校安全課			
諮 問 事 項	学齢簿システムの個人情報の目的外利用			
諮 問 の 理 由	平成30年4月から、給食費の徴収方法を現金集金から口座引き落としに変更するにあたり、在学している児童生徒12,000人分のデータを事前に作成するため、学齢簿システムの児童生徒の個人情報を目的外に利用する			
開 始 時 期	平成29年12月			
個 人 の 類 型	学齢簿システムに登録されている児童生徒			
個人情報の項目名	児童生徒の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、保護者氏名、			
個 人 情 報 を 収 集 す る	収集先		収 集 課 等	
個 人 情 報 を 利 用 す る	保 有 課 等	教育指導課	利 用 課 等	学校安全課
個 人 情 報 を 提 供 す る	提 供 課 等		提 供 先	
本 人 通 知 の 実 施 の 有 無	無			
本人通知を行わない 場合はその理由	類型3（通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合）に該当するため			

※ 項目は諮問内容に応じて適宜記入・変更してください。

※ 個人情報の収集:各実施機関外から情報を集めること

個人情報の利用:各実施機関内で個人情報を遣り取りすること

個人情報の提供:各実施機関外に情報を供すること

実施機関:議会、市長、行政委員会等の各意思決定機関